

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	教育総務課
委 託 業 務 名	晴嵐小学校GHP－2修繕業務
委 託 業 務 場 所	大津市光が丘町
概 要	GHP－2修繕業務
契 約 期 間	令和8年5月25日から令和8年7月31日まで
契 約 年 月 日	令和8年5月25日
契 約 金 額	1,983,300 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市大石曾束二丁目10－23 〔名 称〕 オカダ 岡田信次
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	晴嵐小学校のGHP－2室外機については、当該業者が保守管理業務を担っている。今般、親機のエンジン故障が発生したことから、児童の授業に支障が生じているため、早急にエンジン交換等の修繕業務を行う必要がある。 本業務は、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、保守業者以外の者に施工させた場合、部品供給を含め既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある修繕業務である。万が一の場合の過失責任が不明確とならないよう、当該業者と随意契約をする。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。